

# ちょこっと通信

青木厚二郎税理士事務所

H30.4月号

VOL.071

いつもお世話になります。今年は桜の開花が例年より早かったですね。  
私は、近くにある墨俣城に夜桜を見に行きました。  
私たちが楽しむお花見は予祝の一つだそうです。予祝とは予め祝うこと。  
その願いは秋の豊作です。昔の慣習から学ぶことも多いですね。  
今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

## 先人の言葉

昨日から学び、  
今日を生き、  
明日へ期待しよう。

アインシュタイン  
(世界の名言 100選より)

## 1秒が持つ力

1秒間に

世界で420万トンの雨が降っています。

1秒間に

地球が太陽のまわりを29.8km進み  
地表の平均温度が0.0000000167度  
上昇しています。

1秒間に

小腸で170万個の細胞が生まれ変わり、79個  
の星が爆発してその生涯を終え、ハワイが  
2.7ナノメートル、日本に近づいています。

(元気手帳2より)

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【ホワイトデー】

3月14日に青木からホワイトデーのチョコレートを頂きました。  
私達3人に1箱ずつ用意していただき、大変感謝です。  
どれも美味しそうで、何から食べようか悩んだのも束の間、  
糖分補給と称してつい勢いよく食べてしまいました。  
美味しいものを摂取して、不思議とやる気も湧いたような気がします。



# 知っとこ！「税務のママ知識」

## ～給与所得控除及び基礎控除の見直し（平成 30 年度税制改正）～

平成 30 年度税制改正が公表され、給与所得控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、同額を基礎控除に振り替える見直しが行われることとなりました。この改正は平成 32 年分以降の所得税について適用されます。

### <給与所得控除について>

- ① 給与所得控除額を一律 10 万円引き下げる。
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万、その上限額を 195 万に引き下げる。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	H29年～31年分	H32年以後
162.5万円以下	65万円	55万
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%-10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円(上限額)
1,000万円超	220万円(上限額)	

### <基礎控除について>

- ① 基礎控除額を一律 10 万円引き上げる。
- ② 合計所得金額 2,400 万円超 2,500 万円以下の個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減
- ③ 合計所得金額 2,500 万円超の個人については基礎控除の適用はできないこととする。

合計所得金額	基礎控除の額(カッコ内は地方税の控除額)	
	H31年分以前	H32年分以後
2,400万円以下	38万円(33万円)	48万円(43万円)
2,400万円超 2,450万円以下		32万円(29万円)
2,450万円超 2,500万円以下		16万円(15万円)
2,500万円超		-

(引用：MyKomon、Profession Journal より)

## 事務所あれこれ日記

### 確定申告 打ち上げ会

確定申告の打ち上げということで、滋賀県・近江八幡へ所員全員で日帰り旅行に出かけました。ラコリーナ近江八幡では焼き立てのお菓子について財布の紐が緩み、ランチ後に急遽寄った安土城考古博物館では豊富な展示品や体験コーナーに思わず時間を忘れて夢中になってしまいました。普段なかなかできない貴重な経験をし、心身ともにリフレッシュできました。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

